

令和4年度  
春日井市青少年健全育成地域振興事業補助金  
交付申請書類の作成

作成の前に、必ず読んでください。

【全体の注意事項】

- 必ず最新の様式を使用してください。
  - ※ ワード・エクセルの様式が、市ホームページからダウンロード  
できます。(トップページのサイト内検索で、「青少年健全育成
  - 地域振興事業補助金」を検索し、検索結果一覧から当該  
補助金を選択してください。)
  
- 交付申請書の会長印(角印)は、不要です。
  
- 「交付申請書類ごとの注意事項」と「記入例」を見て、作成して  
ください。
  
- 訂正するときは、その箇所に二重線を引いて訂正してください。
  - ※ 訂正印を押す必要はありません。
  - ※ 修正液等による訂正は認められません。

## 【その他】

- 請求書の会長印(角印)は、不要となりました。
- 新型コロナウイルスの感染拡大が、いつになったら収束するか見通すことはできませんが、新年度の早い時期までに落ちつくことを想定(期待)して、計画と予算を組んでください。

### 【エクセル形式の様式の主な機能】

- 交付申請書の右上の、学校番号を入力すると、
    - ・交付申請書と請求書には、住所、団体の名称、令和3年度の会長の氏名が表示されます。
    - ・事業報告書と収支報告書のシートには、学校番号と名称が表示されます。

※ 令和4年度、会長が交代するときは、「名称・所在地」シート(一番右のシート)の「会長」を修正してください。
  - 「収支予算書」シートでは、「説明」欄の右側のセルに金額を入力すると、科目ごとの「金額」と、「収入」及び「支出」の合計金額が表示されます。
  - 収入の合計と支出の合計が一致しているか、チェックします。

※ 一致するとエラーメッセージが消えます。
- 使ってみて、気になる点があれば、当方まで連絡してください。

### 【問い合わせ先】

春日井市青少年子ども部子ども政策課 青少年担当

〒 486-8686 春日井市鳥居松町5丁目 44 番地 (☎:85-6151)

## 【目 次】

### 交付申請書類ごとの注意事項

補助金交付申請書	.....	1
事業計画書	.....	1
収支予算書	.....	2
名簿（役員等の名簿）	.....	3
請 求 書	.....	3

### 記入例等

補助金交付申請書（記入例 1）	.....	4
事業計画書（記入例 2）	.....	5
収支予算書（記入例 3）	.....	6
科目一覧	.....	7
請 求 書（記入例 4）	.....	8

### 参 考

春日井市青少年健全育成地域振興事業補助金交付要綱	.....	9
--------------------------	-------	---

## 【交付申請書類ごとの注意事項】

### 補助金交付申請書 (記入例1 P. 4)

- 申請日は、申請期間内(令和4年4月1日から令和4年5月31日まで)の日付を記入してください。
- 住所は、事務局(学校)の住所(所在地)を記入してください。
- 名称は、連絡協議会の正式名称(規約どおり)を記入してください。
- 会長は、新年度(令和4年度)の会長の氏名を記入してください。

### 事業計画書 (記入例2 P. 5)

- No.は、学校番号を、名称は、正式名称(申請書と同じ)を記入してください。
- 行催事名は、事業の種類ごとに、実施予定日の順に、①、②と付して記入してください。  
※ 「内容及び目的」と対になるよう記入してください。
- 実施予定日が決まっていないときは、上旬、中旬、下旬などとしてください。
- 「4 子どもの安全活動事業」の「児童見守り地域協力隊活動」の人数は、年度当初の登録者数を記入してください。

収支予算書 (記入例3 P. 6)

○支出の合計が、補助金額以上になるようにしてください。

※ ただし、規約に「本会の経費は、市補助金をもって充てる。」とあるなど、他の収入がないときは、補助対象経費のみ(補助金額と同額以下)としてください。

○収入の合計と支出の合計は、一致するようにしてください。

**【収入】**

○補助金は、交付申請額(100,000円)を記入してください。

○【支出】の合計が、補助金額(100,000円)を超えたときは、「その他」に、不足分を補う収入を記入してください。

例:「その他(分担金等)」金額 30,000円、  
「説明」(学校分担金、PTA負担金等)

**【支出】**

○どの支出科目に該当するかの振り分けは、「科目一覧」(P. 7)を参考にしてください。

※ 「収支予算書」にない科目は、「その他」に記入してください。

○説明欄には、その支出の内容と金額を記入してください。

補助対象経費の合計が補助金額(交付申請額)を下回るときは、交付する補助金の額を減額することになります。

※ 交付申請額以上になるよう留意してください。

## 名簿（役員等の名簿）

○様式は、定めていませんので、連絡協議会の既存の役員名簿を添付してください。

※ 総会資料などで名簿に“(案)”が付いているときは、“(案)”を取った名簿を添付してください。

## 請求書（記入例4 P. 8）

○請求日と請求金額は、記入しないでください。

○請求者には、交付申請書の申請者と同じ、事務局の住所、連絡協議会の名称、新年度の会長の氏名を記入してください。

○会長印（角印）は不要です。

○個人名義の口座には振り込めません。

請求者（連絡協議会）の名称が入った口座を指定してください。

○振込口座は、金融機関・支店から口座番号、口座名義人まで、通帳どおり、正確に記入してください。

※ 異動等により会計担当者が代わったときは、注意してください。

申請日を記入してください。  
 ※ 令和4年4月1日 ~ 令和4年5月31日

第1号様式（第3条関係）

連絡協議会の事務局(学校)の住所(所在地)を記入してください。  
 (宛先) 春日井市長

令和4年5月11日

住所 春日井市 ○○町○丁目○○番地○  
 氏名 ○○中学校地区児童生徒健全育成連絡協議会  
 会長 ○ ○ ○ ○

新年度(令和4年度)の会長の氏名を記入してください。

会長印は、必要ありません。

補助金交付申請書

令和4年度春日井市青少年健全育成地域振興事業補助金の交付を受けたいので、春日井市補助金等に関する規則第3条の規定により次のとおり申請します。

1 補助金交付申請額  
 100,000円

2 補助事業の目的  
 青少年健全育成地域振興事業を促進し、青少年の健全な育成を推進すること。

3 補助事業の内容  
 事業計画書及び収支予算書のとおり。

4 添付書類  
 (1) 事業計画書  
 (2) 収支予算書  
 (3) 規約  
 (4) 名簿（役員等の名簿）

学校番号を  
記入してください。

連絡協議会の名称を  
記入してください。

令和4年度 事業計画書

No. 16

名称 ○○中学校地区児童生徒健全育成連絡協議会

「行催事名」の番号(①・②)と  
「内容及び目的」の番号が  
一致するよう  
対して記入してください。

訂正するときは、  
二重線を引いて訂正してください。

※ 訂正印は、必要ありません。

年度当初の  
登録者数を  
記入してください。

行催事名 (定時期、場所、参加予定人数)	内容及び目的
1 青少年健全育成 啓発事業 ①健全育成啓発チラシ作成、配布 7月中旬 校区内5,000部 ②地健連だより作成、配布 校区内 <del>5,000部</del> 4,500部	①「地域で子どもを育てよう運動」 のチラシを校区内で配布し、地域 住民の意識啓発に努める。 ②児童生徒の健全育成に対する地域 住民の意識を高めるため、校区内 で地健連だよりを配布する。
2 青少年健全育成 研修事業 講演会 ○○会館 500人	①保護者や地域住民等を対象に、 青少年の問題行動についての講演 演会を開催し、その理解を深める。
3 青少年保護・ 補導活動事業	①夏休み期間内に校区内を巡回し、 問題行動の早期発見と非行防止に 努める。 ②子どもたちの問題行動に関する情 報提供と意見交換により、関係機 関との情報の共有を図る。
	①児童見守り地域協力隊活動 登録人数130人(4月1日現在) ②愛のパトロール 12月17日 落合公園 参加者 約10人
5 その他 青少年健全育成 及び非行防止の ために必要な事業	①事業予定の連絡、問題行動の報告 等を行い、情報を共有し、校区内 における非行防止に繋げる。 ②前年度の事業、決算報告及び本年 度の事業計画、予算を決定する。

学校番号を  
記入してください。

連絡協議会の名称を  
記入してください。

和4年度 収 支 予 算 書

名称 ○○中学校地区児童生徒健全育成連絡協議会

交付申請額を  
記入してください。

支出の合計が、補助金額を超えるときは、  
不足分を補う収入を  
「その他」に記入してください。

【収

科 目	金 額	
補 助 金	100,000	春日井市青少年健全育成地域振興事業補助金
そ の 他 ( 分 担 金 )	33,000	各校の分担金 10,000円 × 3校 30,000円 PTA負担金 3,000円
合 計	133,000	

【支 出】

(単位：円)

科 目	金 額	説 明
報 償 費	10,000	健全育成講演会講師謝礼 10,000円
食 糧 費	2,700	見守り隊実施時のジュース代 @90円×30本 2,700円
消 耗 品 費	44,000	総会時生花 7,000円 地健連だよりの用紙 (A3判 5,000枚) 15,000円 資料作成用プリンタインク (2本) <del>22,000円</del> 14,000円
印 刷 製 本 費	50,000	地健連だより第75号印刷代 (12,000部) 25,000円 地健連だより第76号印刷代 (12,000部) 25,000円
役 務 費	25,200	総会等の案内郵送料 (@84円×300通) 25,200円
通 信 運 搬 費		
保 険 料		
使 用 料 及 び 賃 借 料		
そ の 他 ( 手 数 料 )	1,100	振込手数料 1,100円
合 計	133,000	

収入の合計と  
支出の合計は、  
一致するように  
してください。

訂正するときは、  
二重線を引いて訂正してください。

※ 訂正印は、必要ありません。

この表にない科目は、  
「その他」に記入してください。

補助対象経費の合計が、  
市補助金(100,000円)を  
下回らないようにしてください。

## 科 目 一 覧

科 目	説 明
報 償 費	講師、指導者等への謝礼
旅 費	電車などの運賃、バスの借上料、宿泊費
食 糧 費	食事代、お菓子や飲み物などの購入費
消 耗 品 費	記念品（図書券などを含む）、封筒、コピー用紙等の購入費
印 刷 製 本 費	コピー代、冊子などの作成費
修 繕 料	機器等の修理代
通 信 運 搬 費	はがき、切手代
保 険 料	傷害保険料等
広 告 料	連絡協議会事業の広告作成費
委 託 料	連絡協議会事業の委託料
使用料及び賃借料	会議室等の施設使用料、コピー機などの賃借料
そ の 他	<p>上記以外の支出                      (例) 手数料（保険料等の振込手数料等）                      慶弔費</p> <p>※ 手数料、慶弔費などの補助事業（連絡協議会が行う事業）                      以外の支出は、補助対象外となります。</p> <p>※ 補助対象経費は、補助金交付要綱第3条のとおりです。</p>



(趣旨)

第1条 市は、青少年健全育成地域振興事業を促進し、青少年の健全な育成を推進するため、予算の範囲内で各中学校区で組織する地区児童生徒健全育成連絡協議会又は生徒指導連絡協議会（以下「地区協議会等」という。）が行う事業に対し補助金を交付するものとし、その交付については春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、地区協議会等が行う次の事業とする。

- (1) 青少年健全育成啓発事業
- (2) 青少年健全育成研修事業
- (3) 青少年保護・補導活動事業
- (4) 子どもの安全活動事業
- (5) その他青少年健全育成及び非行防止のために必要な事業

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち次の経費とする。

- (1) 報償費、旅費、需用費（食糧費、消耗品費、印刷製本費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、保険料及び広告料）、委託料並びに使用料及び賃借料
- (2) 前号の経費のほか、市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助の対象となる経費に相当する額以内の額とし、1協議会当たり100,000円を限度とする。

2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(申請の期日)

第5条 規則第3条に規定する申請の期日は、当該年度の5月31日とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第3号の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 規約
- (2) 申請する年度における名簿

(申請の取下げのできる期間)

第7条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(補助金の交付方法)

第8条 補助金は、規則第4条の交付決定をした後、補助事業を行う地区協議会等の請求に基づき当該交付決定額の全額を交付し、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に精算するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第9条の実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、申請のあった年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書

(2) 収支報告書

(検査等)

第 10 条 市長は、補助事業を行う地区協議会等に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において、補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(雑則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(春日井市青少年健全育成地域振興事業補助金交付要綱の廃止)

2 春日井市青少年健全育成地域振興事業補助金交付要綱（昭和57年7月1日施行）は、廃止する。

(経過措置)

3 改正前の春日井市青少年健全育成地域振興事業補助金交付要綱により補助金の交付を受けた者の実績報告については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。